

合計			
----	--	--	--

記入上の注意：欄が不足する場合、別紙で作成してください。加工食品の区分は、追記 1 を参照。格付再表示の実績がない場合は、「実績なし」と記載してください。

追記 1：有機農産物加工食品の区分

（2023 年改訂、2023 年の分類）

- ① 冷凍野菜
- ② 野菜びん・缶詰
- ③ 野菜水煮
- ④ 野菜飲料
- ⑤ その他野菜加工品（乾燥果菜類、若葉加工品を含む）
- ⑥ 果実飲料
- ⑦ その他果実加工品（ドライフルーツ、ジャム等）
- ⑧ 茶系飲料
- ⑨ コーヒー飲料
- ⑩ 豆乳
- ⑪ 豆腐
- ⑫ 納豆
- ⑬ みそ
- ⑭ しょうゆ
- ⑮ 食酢（バルサミコ酢を含む）
- ⑯ 小麦粉
- ⑰ その他の麦粉（ライ麦粉等）
- ⑱ パスタ類
- ⑲ 米加工品（発芽玄米、もち、せんべい、米ぬかを含む）
- ⑳ その他穀類加工品（シリアル、パン、麦茶等）
- 21 ごま加工品
- 22 ピーナッツ製品（落花生油を除く）
- 23 その他の豆類の調製品
- 24 乾めん類
- 25 緑茶（仕上茶）
- 26 その他の茶（紅茶、ルイボス茶等）
- 27 コーヒー豆
- 28 ナッツ類加工品（甘栗を含む）
- 29 こんにやく
- 30 食用植物油脂（オリーブオイル、ごま油を含む）
- 31 砂糖
- 32 糖みつ・その他の糖類（メイプルシロップを含む）
- 33 香辛料（ハーブティーを含む）
- 34 牛乳

35 乳加工品

36 肉類加工品

37 畜産物加工食品（34～36 以外）

38 有機酒類

39 その他の加工食品（①～37 以外の加工食品）

有機酒類の詳細分類

- 38-1. 清酒
- 38-2. 合成清酒
- 38-3. 連続式蒸留焼酎
- 38-4. 単式蒸留焼酎
- 38-5. みりん
- 38-6. ビール
- 38-7. 果実酒
- 38-8. 甘味果実酒
- 38-9. ウィスキー
- 38-10. ブランデー
- 38-11. 原料用アルコール
- 38-12. スピリッツ
- 38-13. 発泡酒
- 38-14. リキュール
- 38-15. その他の醸造酒
- 38-16. 粉末酒
- 38-17. 雑酒

38.有機酒類については 1L=1kg に換算する。

表記の区分は、2023 年春に農林水産省より提示された有機加工食品生産行程管理者の記入方法に準じて指定したものです。小分け業者には、該当しない項目もありますので、該当する項目のみを使用してください。

以上

改訂履歴

第 3 版 2007 年 4 月 10 日 改正 J A S 法にもとづく実績報告の様式に変更

第 4 版 2011 年 4 月 12 日 農林水産省の報告様式の変更に伴う加工食品の区分の変更

第 5 版 2012 年 4 月 13 日 農林水産省の報告様式の変更に伴う加工食品の区分の変更

第 6 版 2013 年 4 月 8 日 農林水産省の報告様式の変更に伴う加工食品の区分の変更

第 7 版 2018 年 4 月 19 日改訂 4 月 1 日からの JAS の改正施行への対応

第 8 版 2021 年 4 月 9 日改訂 農林水産省の報告様式の変更に伴う加工食品の区分の変更

第 9 版 変更なし

第 10 版 2023 年 4 月 22 日改訂 農林水産省の報告様式の変更に伴う加工食品の区分の変更